

平成二十二年八月十日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質一七五第三号

平成二十二年八月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出千葉景子法務大臣による死刑執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出千葉景子法務大臣による死刑執行に関する質問に対する答弁書

一について

法務大臣は、法務省の関係部局に関係記録の内容を十分に精査させた上で、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等につき、慎重に検討し、これらの事由等がないと認められた場合に、死刑執行命令を発しているところであり、御指摘の本年七月二十八日の執行についても、同様の精査・検討を経て、これらの事由等がないと認め、死刑執行命令を発したものである。

二について

お尋ねのような事例は承知していない。

三について

法務大臣は、自らが命令した死刑の執行の状況を確認するため、自らの判断により立ち会ったものである。

四について

法務大臣において、適切に判断したものと承知している。